

我が国の学位等の国際的通用性の向上に向けて

1. 背景

- グローバル化の進展に伴い、高等教育における学生や研究者の国際的流動性が年々高まっている。我が国としても、平成 20 年 7 月に「留学生 30 万人計画」骨子を策定し、関係省庁が連携して留学生の受入れを推進するとともに、世界で活躍できるグローバル人材の育成を念頭に、意欲と能力ある日本の若者の海外留学を推進しているところ。
- 国際的な人的流動性の高まりに伴い、諸外国における多様な学修履歴・学位等を有する学生が我が国の高等教育機関に出願する件数も増加し、受入れのための適正な資格の評定の必要性と困難さが増加している。
- 一方、日本で学んだ日本人や留学生が、外国の高等教育機関へ進学したり、卒業後に外国で就職したりするケースも増加し、日本での学修履歴・学位等を他国の高等教育機関や企業等から評定・評価される機会も増加している。

2. 関連する報告・諮問等

- 平成 29 年 2 月 中央教育審議会大学分科会まとめ
今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理
(学位等の国際的な通用性の確保)
これからのグローバル社会において、学士や短期大学士等の学位、専門士などの称号に関して、国際通用性を確保していくことは、留学生受入れ等の観点からも、また卒業後のグローバルな活躍を後押しする観点からも重要であり、そのために必要な方策等を検討することが必要である。
- 平成 29 年 3 月 6 日 我が国の高等教育に関する将来構想について (諮問)
... グローバル化や第 4 次産業革命が進む中での学位等の国際的な通用性の確保、高等教育機関の国際展開、外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学の促進、地域の産業界等との連携による人材育成、社会に出た者が何度でも学び直せる環境の整備、高等教育機関間あるいは企業等との間での教員・学生の流動性の向上、効果的な運営のための高等教育機関間の連携などの在り方についても検討...

3. 学位等の国際的通用性に関連する課題

- 在外公館、我が国の高等教育機関、関連団体、外国の情報センター等から寄せられた情報によると、諸外国での日本の学位等の円滑な承認に必要な情報

不足による困難事例がある。

(例)

- 日本の制度及びプログラム等に関する情報や信頼の不足により、外国での学位の承認のために、大使館等による公的な証明の追加的発行や、当該政府がつくる日本の大学リストへの掲載が必須とされた。
 - 日本特有の学位等（例：「準学士」、「高度専門士」、「修士（専門職）」、省庁大学校の課程修了者への学位等）について、他国の機関の担当者に理解してもらえず、承認に苦労した。
- 我が国での入学資格や編入学資格の評定において、留学生の多種多様な学修履歴・学位等を円滑に承認するために必要な、諸外国の公式な情報を得ることが困難な事例が多数存在する。

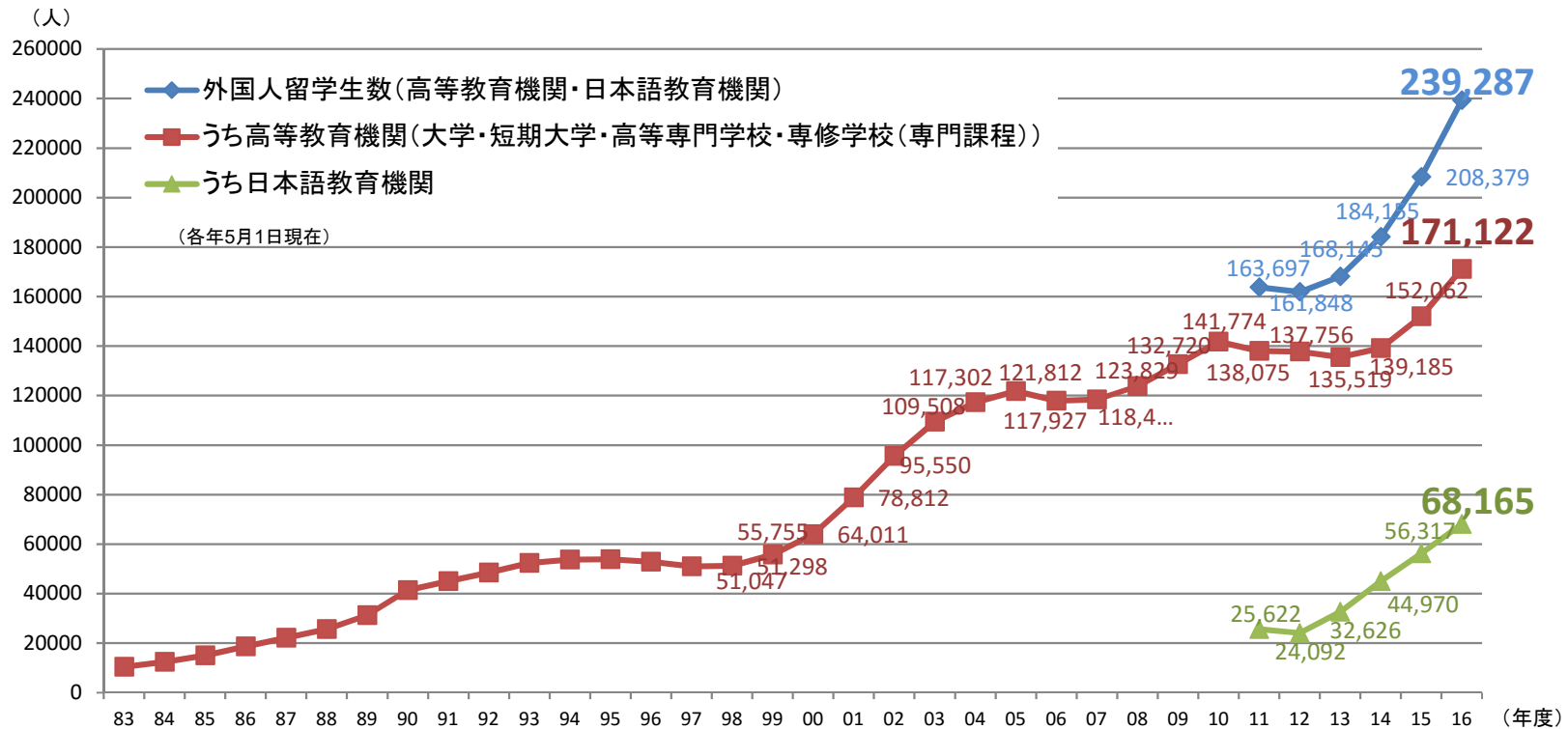
4. 検討の方向性（案）

以下のような取組を総合的に進めることで、我が国の学位等の国際的通用性の向上を促進する。

- 我が国の高等教育制度の仕組みや、学位等の種類、機関一覧等を、英語公定訳を含めて整理。
- UNESCO「高等教育の資格の承認に関するアジア＝太平洋地域規約」の締結と国内情報センター（National Information Centre）の設立等を通じ、我が国として質の保証を伴う流動性向上のための国際的枠組み作りに参画。
- 今後設立される国内情報センター等による、世界に向けた情報発信を推進。

外国人留学生の推移

推移



※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

2016年5月1日現在

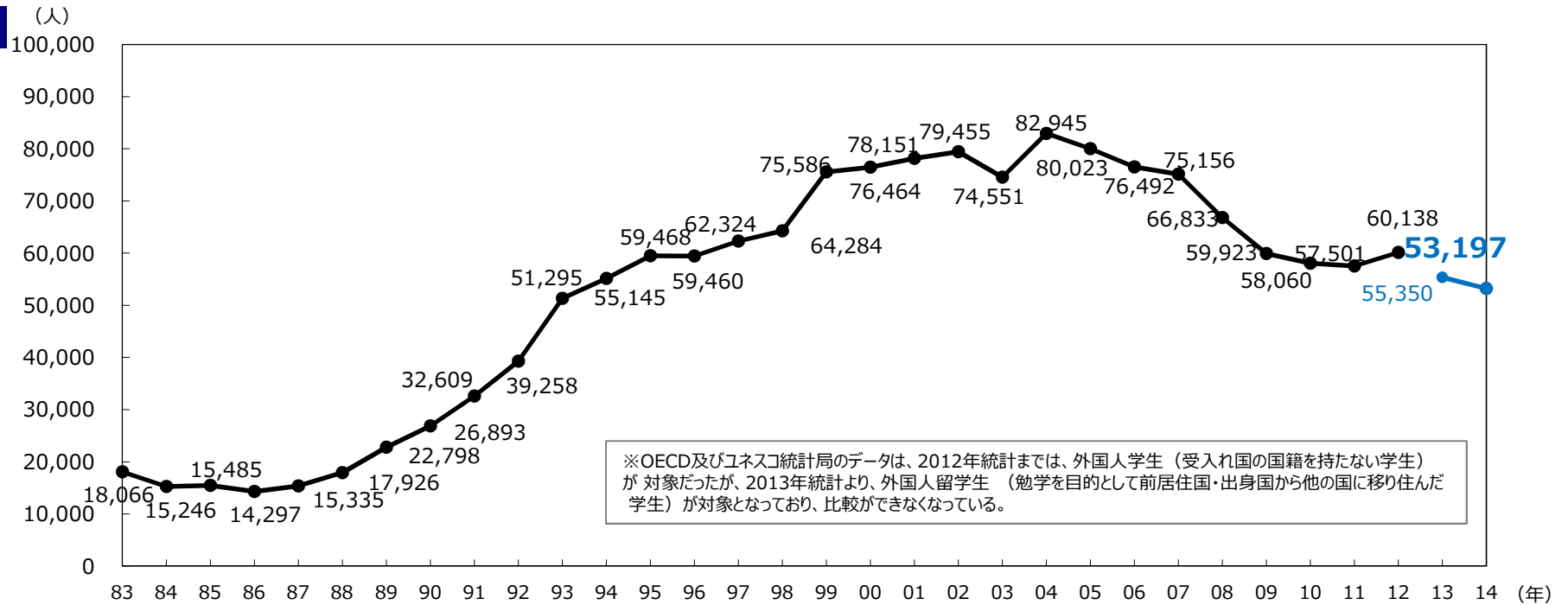
出身国・地域別

| 国・地域名 | 留学生数(前年数) | 対前年比 | 国・地域名 | 留学生数(前年数) | 対前年比 |
|--------|-----------------|--------|-------|-------------------|--------|
| 中国 | 98,483 (94,111) | 4,372 | スリランカ | 3,976 (2,312) | 1,664 |
| ベトナム | 53,807 (38,882) | 14,925 | ミャンマー | 3,851 (2,755) | 1,096 |
| ネパール | 19,471 (16,250) | 3,221 | タイ | 3,842 (3,526) | 316 |
| 韓国 | 15,457 (15,279) | 178 | マレーシア | 2,734 (2,594) | 140 |
| 台湾 | 8,330 (7,314) | 1,016 | その他 | 24,706 (21,756) | 2,950 |
| インドネシア | 4,630 (3,600) | 1,030 | 合計 | 239,287 (208,379) | 30,908 |

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

日本人の海外留学の状況

推移



(出典) OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IIE「Open Doors」、中国教育部、台湾教育部

派遣先国・地域別

| 国・地域名 | 留学生数 (前年数) | 対前年比 | 国・地域名 | 留学生数 (前年数) | 対前年比 |
|---------|-----------------|--------|----------|-----------------|--------|
| 米国 | 19,064 (19,334) | △270 | フランス | 1,540 (1,362) | 178 |
| 中国 | 15,057 (17,226) | △2,169 | 韓国 | 1,212 (1,154) | 58 |
| 台湾 | 5,816 (5,798) | 18 | ニュージーランド | 774 (729) | 45 |
| 英国 | 3,089 (3,071) | 18 | ブラジル | 606 (-) | - |
| オーストラリア | 1,817 (1,732) | 85 | その他 | 2,445 (2,449) | △4 |
| ドイツ | 1,777 (1,658) | 119 | 合計 | 53,197 (55,350) | △2,153 |

関連する報告等①

平成21年6月15日中央教育審議会大学分科会

中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告

－大学教育の構造転換に向けて－第2 グローバル化の進展の中での大学教育の在り方

●1 現状と課題

(国際化の視点の重要性)

(1) 大学は、中世ヨーロッパで登場して以降、国を越えた学生や教員・研究者の移動・交流や、国際的通用性を前提とする学位の授与など、その教育と研究は本来的にグローバルな活動を伴う。

●2 大学の国際競争力向上のための方策

(1) 大学のグローバル化に際しては、大学の質保証への総合的な取組が、国際競争力向上に欠かせない。

ヨーロッパでは「欧州高等教育圏」の構築を通じて、教育の質保証のための枠組み作りが進みつつあるなど、各国・各地域が積極的に取り組んでいる。

学位の国際的通用性の観点からは、諸外国の質保証制度や取組の動向を注視する必要がある、これらのうち、我が国の質保証システムに参照すべきものとして、どのようなものがあるか、さらなる検討を行う。

●(2)3. 情報発信の重要性

... [中略]... 関連して、我が国の大学制度に用いられる用語を、英語で適切に表記することの検討も求められる。例えば、「学部」「学科」「課程」「研究科」「専攻」「大学院」等の用語には、組織としての意味と、学位プログラムとしての意味の両方があり、これらの用語の英語表記について、質保証システムの検討ともあいまって検討が求められる。「第1」の「4」で取り上げた「学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成」は、我が国の大学の学位の内容を分かりやすいものとし、その国際的通用性を保証する上でも有効と考えられる。

関連する報告等②

平成29年2月 中央教育審議会大学分科会まとめ
今後の各高等教育機関の役割・昨日の強化に関する論点整理

●5. 今後の高等教育改革全体の課題として中期的視点、長期的視点からより詳細に検討すべき論点

(2) 中期的視点、長期的視点からの論点

i) 変化への対応や価値の創造等を実現するための学生の学びの質の向上

(学位等の国際的な通用性の確保)

○ これからのグローバル社会において、学士や短期大学士等の学位、専門士などの称号に関して、国際通用性を確保していくことは、留学生受入れ等の観点からも、また卒業後のグローバルな活躍を後押しする観点からも重要であり、そのために必要な方策等を検討することが必要である。

○ また、学位等の国際的な通用性や教育課程の改善に向けた検討を行うに当たっては、学位に付記する専門分野の名称の在り方についても併せて検討すべきである。その際、日本学術会議が策定している「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」なども参考にすることが考えられる。

平成29年3月6日 我が国の高等教育に関する将来構想について（諮問）

第二は、変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方についてであります。

... [中略] ...

また、グローバル化や第4次産業革命が進む中での学位等の国際的な通用性の確保、高等教育機関の国際展開、外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学の促進、地域の産業界等との連携による人材育成、社会に出た者が何度でも学び直せる環境の整備、高等教育機関間あるいは企業等との間での教員・学生の流動性の向上、効果的な運営のための高等教育機関間の連携などの在り方についても検討をお願いします。

諸外国において日本の学位等の円滑な承認に係る困難・事例

■ 日本の制度、日本特有の学位等に関する情報・理解不足

準学士、専門士、高度専門士、修士(専門職)、省庁大学校の課程修了者への学位といった、日本特有の教育機関の学位・称号等の理解が不十分である事例。

- ・専門職大学院を修了した学生が外国の博士課程に出願した際、母校HP等の情報から調査研究を主眼に置いた学術的性格の修士課程でないと受け取られたため承認されず、母校からの公式レター等が必要となった。
- ・日本で高度専門士を取得した留学生が母国の大学院に進学しようとした際、高度専門士と学士は同じレベルなのか、直接大学院へ進学できるのかと同国機関から問い合わせがあった。
- ・高等専門学校を卒業し、準学士の称号を取得したが、外国の大学に編入学できなかった。

■ 高等教育機関やプログラム等に関する情報・信頼不足

学生や教育機関が大使館等に公的な証明の追加的発行を依頼しなければならない事例や、外国政府がつくる日本の大学リストへの掲載が必須とされる事例。

- ・A国の学生が、日本の大学で学位を取得したものの、同大学がA国教育省作成の推薦リストに掲載されていないために、A国において有効な学位として認められず、就職に困難をきたした。

※在外公館、日本の事業採択校等からの報告に基づく。

諸外国の事例：資格の相互承認に関する地域条約等

■ 欧州地域の高等教育に関する資格認証条約

1997年4月リスボンにて採択（欧州委員会及びUNESCO）

加盟国に、国として、他国の学位・資格の評定・認証を促進することを担保。実質的な相違がなければ自国の類似した学位・資格として認証し、学生や雇用主、高等教育機関等に対して、外国の学位・資格の認証に関する情報提供を行うナショナル・インフォメーションセンターを設立することなどが盛り込まれている。

■ 国内情報センター（National Information Center: NIC）の設置

資格の円滑な承認に必要な情報（教育制度、機関一覧等）を一元的に提供。世界約50カ国に設置。現時点で、G7諸国中、NICが設置されていないのは日本のみ。

■ その他

外国で発行された個人の資格を自国の法令に基づき資格評価する専門機関を設置する国（欧米、中国、マレーシア、香港等）や、国や地域単位での資格枠組を構築する事例（欧州、豪、ASEAN等）も。

解決に向けた取組：国家間の高等教育資格の相互承認促進

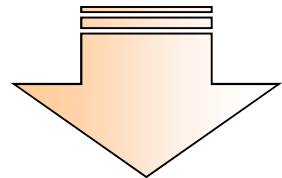
ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア＝太平洋地域規約」



1. 旧地域規約

アジア・太平洋地域内における学生や研究者の流動性を高める観点から、単位や学位の相互認定や、その他高等教育機関への入学・進学条件の互換性等に関する原則を定めることを目的として、1983年に採択、1985年に発効。2017年9月現在で21カ国が加盟（我が国は未締結）。

※締約国：中国、オーストラリア、スリランカ、トルコ、北朝鮮、韓国、ネパール、モルジブ、ロシア、モンゴル、タジキスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、バチカン、キルギスタン、トルクメニスタン、カザフスタン、インド、ラオス、フィリピン、インドネシア



2011年11月 地域規約改正のための国際会議の開催（於：東京）
改正規約案は、26か国の正参加国の全会一致で採択



2. 改正地域規約のポイント

○資格の評定に関する基本原則（第3節関係）

締約国は、資格の評定並びに承認の手續及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保し、自国の教育機関に対して資格に関する情報提供の合理的な要請に応ずるよう指導又は奨励する。承認が与えられない場合、承認を申請した資格の所持者は、締約国における適当な手續を通じて不服申立てを行う権利を有する。

○高等教育を受ける機会を与える資格、高等教育の資格等の承認（第4～6節関係）

締約国は、実質的な相違がない限り、他の締約国により付与された高等教育を受ける機会を与える資格、部分的な修学及び高等教育の資格を承認するものとする。

○評定事項、認定事項及び承認事項に関する情報（第8節関係）

締約国は、高等教育に関する情報を提供する「[国内情報センター](#)」を設立する。

早期の条約締結を目指し、検討を進めている。（5カ国の締結が必要）

締結済み：オーストラリア、中国、ニュージーランド ※日本・韓国が締結準備中